

【相続税申告の際に提出していただく主な必要書類】

相談日： 年 月 日
氏名： 様
紹介者： 様

※更新日：2024年12月11日


齋藤幸雄税理士事務所
税理士・行政書士・宅地建物取引士
齋藤 幸雄（さいとう さちお）

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング9階
携帯:080-3028-7898
E-Mail:sachio.saito@proud-tax.jp
URL: <https://proud-tax.jp/>

無断転用・転載禁止

※該当する番号には○を、該当しない番号には×を記入ください。

※弊社で取得代行可能な書類もございます（別途実費や手数料が発生する場合あり）。詳しくは担当税理士にお尋ねください。

必要書類名		書類取得先、取得理由等
【本人確認書類】		
1	相続人全員のマイナンバーカード、通知カードのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード）の表裏両面のコピー ・通知カードの表裏両面のコピー ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
2	本人確認資料(運転免許証等)のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の表裏両面のコピー ・身体障害者手帳のコピー ・パスポートのコピー ・健康保険証等の表裏両面のコピー
 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 表面 裏面 </div>		
【戸籍関係書類】 ※原則相続開始日から10日を経過した日以後に作成されたものがが必要です。		
1	図形式の法定相続情報一覧図の写し(子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧図は、戸除籍謄本等の記載に基づく法定相続人を明らかにするものです。取引金融機関が多い場合には、相続手続が簡略化されますので取得をおすすめしています。 ・法務局で作成されている場合には、ご用意ください。 ・養子縁組をされている場合には、お知らせください。 ・被相続人（亡くなられた方）に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
2	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（相続開始日から10日を経過した日以後に作成されたもの） 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市区町村役場で被相続人（亡くなられた方）の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本をご用意ください。 ・滅失等の理由により戸籍謄本等がない場合は、告知書もご用意ください。 ・転籍の履歴がある場合には、転籍前の市区町村役場に郵送で取得する必要があります。
3	被相続人（亡くなられた方）の除票住民票 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地の市区町村役場で取得します。
4	被相続人（亡くなられた方）の戸籍の附表（相続開始の日以後に作成されたもの） 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附表とは、本籍地の市区町村役場において戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が作られてから現在に至るまでの住所が記録されています。 ・被相続人（亡くなられた方）の本籍地の市区町村役場で取得します。 ・相続時精算課税適用者がいる場合や老人ホームに入居していた場合で、小規模宅地等の特例の適用受ける場合には必要です。
5	死亡届出書、死亡診断書 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届出書は、市区町村役場で取得します。 ・死亡診断書は、担当医師から取得します。
6	相続人全員の戸籍謄本（家族全員の記載）各1部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本籍地の市区町村役場で取得します。
7	相続人全員の住民票（家族全員の記載）各1部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の住所地の市区町村役場で取得します。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
8	相続人の戸籍の附表 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本籍地の市区町村役場で取得します。 ・いわゆる家なき子特例で、小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には必要です。
9	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に捺印したもの) ____部	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書遺言を使って申告する場合には、提出不要です。 ・各相続人の住所地の市区町村役場で取得します。 ・税務署に申告書を紙で提出する場合には、印鑑証明書の原本1部を提出しますので返却されません。
【土地】 ※相続開始年度分の固定資産税通知書をご用意いただければ、実費負担で弊社で取得代行いたします。		
1	登記簿謄本（全部事項証明書）、重要事項説明書（もしあれば）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税通知書や名寄帳に記載された地番を確認後に法務局の窓口、郵送、オンライン登記情報提供サービスで取得します。
2	地積測量図、公図	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税通知書や名寄帳に記載された地番を確認後に法務局の窓口、郵送、オンライン登記情報提供サービスで取得します。 ・地積測量図を申請していない場合には、不要です。
3	固定資産評価証明書（____年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送、電子申請で取得します。 ・不動産の名義変更登記を行う際に必ず必要となります。
4	名寄帳（____年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送で取得します。 ・道路で非課税のものや共有不動産も含めて発行依頼ください。
5	賃貸借契約書、土地無償返還に関する届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・貸地や借地がある場合には、最新の賃貸借契約書をご用意ください。
【建物】		
1	登記簿謄本（全部事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税通知書や名寄帳に記載された地番を確認後に法務局の窓口、郵送、オンライン登記情報提供サービスで取得します。
2	固定資産評価証明書（____年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送、電子申請で取得します。 ・不動産の名義変更登記を行う際に必ず必要となります。
3	名寄帳（____年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送で取得します。
4	建築図面、間取図（貸家等の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の一部を賃貸している場合には、賃貸割合を算定するためをご用意ください。
5	賃貸借契約書（貸家等の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・貸家・貸アパートがある場合には、入居者全員分の最新の賃貸借契約書をご用意ください。
【上場株式等】		
1	証券会社の残高証明書 相続開始日 ____年 ____月 ____日時点	<ul style="list-style-type: none"> ・取引のある金融機関へお問い合わせください。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
2	名簿上の残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> 株主名簿管理人（信託銀行証券代行部等）へお問い合わせください。 単元未満株式の有無を確認するために必要です。
3	配当金支払通知書（端株確認のため）	<ul style="list-style-type: none"> 単元未満株式（端株）の有無を確認するために必要です。
4	野村証券：過去5年分の取引残高報告書 野村証券以外：過去5年分の顧客勘定元帳 _____年 月 日～死亡日の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関へお問い合わせください。 被相続人（亡くなられた方）の贈与や保険契約などの取引内容を確認するために必要です。
5	（ファンドラップ契約・ラップ信託がある場合） 個別銘柄の売却額、取得価額、手数料が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> 自動けいぞく投資取引報告書 野村ファンドラップ/SMA投資状況（四半期） 特定口座内保管上場株式等払出通知書 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関へお問い合わせください。 相続人の分離課税の事業または雑所得判定のために必要です。
【非上場株式】		
1		<ul style="list-style-type: none"> 非上場株式を保有されている場合には、過去3期分の法人税申告書一式をご用意ください。 被相続人（亡くなられた方）が非上場株式を保有されている場合には、別途資料依頼させていただきます。
【現金預金】		
1	<u>預金残高証明書(既経過利息の記載のあるもの)</u> 相続開始日 _____年 月 日時点	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始日(死亡日)の被相続人（亡くなられた方）名義の預貯金残高が記載された書類です。 金融機関へお問い合わせください。 <u>定期預金・定額貯金がある場合には、残高証明書発行時に必ず既経過利息の記載も行ってもらうように金融機関担当者にお伝えください。</u> 信用金庫等の口座がある場合には、出資金の金額も残高証明書に記載依頼をお願いします。
2	ゆうちょ銀行の現存調査（現存照会）のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ゆうちょ銀行の現存調査（現存照会）のお知らせは、相続開始日(死亡日)の被相続人名義のゆうちょ銀行の貯金等の有無が記載された書類です。 ゆうちょ銀行で「貯金等照会書（相続用）」を窓口でご提出ください。国債や投資信託等の有無をご確認ください。 かんぽ生命で保険契約の有無もご確認ください。
3	既経過利息計算書 相続開始日 _____年 月 日時点	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始日(死亡日)の定期預金・定額貯金の利息額が計算された書類です。 定期預金・定額貯金がある場合には、残高証明書発行時に必ず既経過利息の記載も行ってもらうように金融機関担当者にお伝えください。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
4	被相続人（亡くなられた方）の過去5年分の通帳・定期預金証書 _____年 月 日～死亡日の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に相続発生連絡前に、口座凍結前に、ATMで預金通帳の記帳をおすすめします。 ・税務調査では預金取引は指摘を受ける可能性が高いものであるため、税務調査と同じ確認を事前に弊社で行います。ご家族の通帳も確認させていただく可能性もございます。 ・被相続人（亡くなられた方）の過去5年分の通帳がない場合には、金融機関で不足期間の取引明細書の請求をお願いします。残高が0円の通帳も提出をお願いします。
5	名義預金・名義株・名義保険の資料	<ul style="list-style-type: none"> ・名義預金とは、口座の名義人と実際にお金を出した人が違う預金のことです。 ・配偶者や相続人等で名義財産等に該当する方は、預金通帳や元帳をご用意ください。 ・税務調査では名義財産は指摘を受ける可能性が特に高いものであるため、税務調査と同じ確認を事前に弊社で行います。 ・配偶者の税額軽減特例は、適用要件として「<u>隠蔽仮装行為がない</u>」が規定されています。税務調査で「<u>隠蔽仮装行為</u>」に該当するとなった場合には、配偶者の税額軽減特例の対象にはなりませんので注意が必要です。
6	手元現金 (お客様申出金額：_____円)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始日(死亡日)の被相続人の手元にあった現金（財布やタンスにあった現金）の金額です。 ・手元現金の金額は、メモ書き又は口頭で結構です。 ・相続開始日(死亡日)よりも前に預金から現金を引き出している場合には、引き出した合計金額もお知らせください。
【生命保険金等】		
1	死亡保険金支払明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金支払明細書をご用意ください。 ・契約先の保険会社に支払請求を行ってください。
2	保険証券のコピー、保険契約引受のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・契約上の保険受取人を確認するためにご用意ください。
3	火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険が掛捨てのものか、満期返戻金のあるものかご確認ください。 ・火災保険を前払いしていた場合、満期返戻金のある火災保険の場合には、契約先の保険会社に相続開始日(死亡日)における解約返戻金証明書の発行依頼をお願いします。（例）JA建物更生共済
4	解約返戻金、個人年金の継続受給権の評価額がわかる資料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約先の保険会社や共済組合へお問い合わせいただき、相続開始日(死亡日)における解約返戻金証明書や年金評価額が記載された書類の発行依頼をお願いします。 ・まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の評価額は、相続開始の時に於いてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します。
【退職手当金等】		
1	死亡退職金、弔慰金の支払明細	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先からの支払明細をご用意ください。
【その他財産】		
1	貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金がある場合には、金銭消費貸借契約書等をご用意ください。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
2	未収入金、還付金	<ul style="list-style-type: none"> ・未収入金とは、相続開始日(死亡日)以降に入金があるものをいいます。一定のものは相続財産として計上します。明細書をご用意ください。 (例) 準確定申告の所得税還付金、老人ホームの退去時返還金、高額療養費還付金、後期高齢者保険料還付金、介護保険料還付金、未収給与、未収家賃等
3	自動車の車検証 (査定金額： _____ 円)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始日(死亡日)に自動車売却した場合の査定書の取得をお願いします。 ・すでに自動車売却された場合には、明細書をご用意ください。
4	ゴルフ会員権、リゾート会員権	<ul style="list-style-type: none"> ・会員権証書、預託金証書、契約書等をご用意ください。 ・すでに退会された場合には、明細書をご用意ください。
5	美術品、貴金属等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時の鑑定書、美術品の写真をご用意ください。 ・美術品等で著名な作家の作品がございましたら、美術商等に評価査定を依頼していただき鑑定書をご用意ください。もし鑑定人がいらっしゃらない場合には、ご紹介いたします。
6	家庭用財産一式 (お客様申出金額： _____ 円)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用財産一式の概算金額をお知らせください。
7	国外財産	<ul style="list-style-type: none"> ・国外財産があればお知らせください。 ・過去に国外財産調書を提出されていた場合には、ご注意ください。 (例) ハワイの不動産、外国預金
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生協出資金、ワリコー、その他財産価値があると思われるものがございましたらお知らせ下さい。
【暦年贈与】		
1	過去3年分の贈与税申告書、贈与契約書、贈与による移管証券のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に被相続人(亡くなられた方)から贈与を受けている場合には、その内容をお知らせ下さい。 ・110万円の基礎控除未満の贈与がある場合にも、お知らせください。
【相続時精算課税制度】		
1	相続時精算課税選択届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税制度の適用を受けることを選択されている場合には、届出書や契約書等一式をご用意ください。 ・過去に相続時精算課税制度の適用を受けたかどうか不明な場合には、被相続人(亡くなられた方)の死亡時の住所地等を所轄する税務署に「贈与税の申告内容の開示請求手続」を行ってください。
【その他贈与】		
1	その他贈与の特例を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金の一括贈与、結婚子育て資金の一括贈与、住宅取得等資金の贈与、おしどり贈与の特例を受けている場合には、贈与税申告書等をご用意ください。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
【債務・葬式費用】		
1	ローン契約書、ローン残高証明書、ローン返済予定表	・銀行、リース会社、自動車ローン等の契約先にお問い合わせください。その際に、相続開始日(死亡日)における残高証明書の発行依頼をお願いします。
2	未払の公租公課、未払費用の領収書	・相続開始日(死亡日)において未払のものがございましたら金額がわかる書類をご用意ください。 ・クレジットカードを利用されている場合には、明細書をご用意ください。 ・未払の公共料金（電気、ガス、水道）がある場合には、明細書・検針票をご用意ください。 (例) 医療費、老人ホーム利用料、準確定申告の所得税、消費税、住民税、事業税、国民健康保険料、固定資産税、預かり敷金等。
3	葬式費用の領収証等	・葬儀費用として一定のものは相続財産から控除することができます。 ・葬儀費用の領収書と明細書の両方をご用意ください。 ・お布施、心づけ、お車代等で領収書がないものはメモで結構です。 ・お布施のメモは、お寺名・住所・連絡先をご記入ください。 【葬儀費用として認められるもの】 葬式代、飲食代、お布施、心づけ、埋葬、納骨代等 【葬儀費用として認められないもの】 香典返し、墓地買入費用、初七日、法要の費用
【その他】		
1	被相続人（亡くなられた方）の過去4年分の所得税申告書（貸貸開始： 年 月～）、消費税申告書、消費税届出書	・所得税申告書、消費税申告書、届出書等の添付書類一式をご用意ください。 ・準確定申告の提出が完了している場合には、準確定申告書一式もご用意ください。
2	準確定申告の必要書類（別途ご説明）	・弊社に準確定申告書をご依頼される場合には、別途資料依頼させていただきます。
3	被相続人（亡くなられた方）の過去の相続税申告書	・過去10年以内に被相続人（亡くなられた方）が相続税申告を行っていらっしゃいましたら、過去の相続税申告書をご用意ください。 ・今回の相続開始前10年以内に相続があり相続税を支払っている場合には、前の相続において課税された相続税額のうち一定額を今回の相続税額から控除することができます。
4	遺言書	・公正証書遺言、自筆証書遺言があればご用意ください。 ・自筆証書遺言で家庭裁判所の検認を受けている場合には、検認証明書もご用意ください
5	障害者手帳のコピー	・法定相続人で一定の障害者の方がいる場合には、障害者控除として相続税を一定額控除することができます。 ・障害等級が確認できる書類をご用意ください。 ・相続人の中に障害者に該当する方がいらっしゃいましたらお知らせください。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
6	老人ホームの入居契約書、退去時の清算書	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームに入居していた場合で、小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には必要です。 ・老人ホームの入居一時金の返還金は、相続財産となります。
7	介護保険の被保険者証のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームに入居していた場合で、小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には必要です。
8	(小規模宅地特例、家なき子) 別居親族の過去3年分の賃貸借契約書、建物の 登記事項証明書(登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> ・家なき子特例で、小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には必要です。 ・相続人の住民票、戸籍附票
9	被相続人の略歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社よりお渡しする書類です。 ・分かる範囲で結構ですので、被相続人の略歴をご記入ください。
10	相続人全員の連絡先一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社よりお渡しする書類です。 ・連絡先を確認させていただくものになります。
11	特別代理人選任の審判の証明書 ※相続人に未成年者がいる場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所で取得をお願いします。
12	利用者識別番号(16桁)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税申告は電子申告で行います。 ・相続人の利用者識別番号が必要になります。利用者識別番号を取得したことがない又は分からない方は、税理士側で確認可能ですので、お知らせください。